

公布した条例一覧

令和6年

公布 番号	条例名
25	杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
26	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
27	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
28	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第25号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。</p>	<p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第26号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の2の項及び5の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の31の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第27号

### 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の5中「及び第54条の3第3項から第5項まで」を「並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。

第8条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第23条第1項中「6箇月」を「6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、1年）」に改める。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

- この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者についての入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第23条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年10月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条_____に定めるところによる。
(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 _____に定めるところによる。
(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条_____に定めるところによる。
(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条並びに第 5 4 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項までに定めるところによる。	(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条及び第 5 4 条の 3 第 3 項から第 5 項まで_____に定めるところによる。
(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 _____に定めるところによる。
(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又	(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又

は一部を一時に納付することができな  
いと認める場合においては、その申請  
によつて、その納付することができな  
いと認められる金額を限度として、6  
月（急患等として保険医療機関等を受  
診した被保険者に係る保険料の納付に  
ついて、区長がやむを得ないと認める  
ときは、1年）以内の期間を限つて徴  
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

## 2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し  
くは第5項の規定による届出をせず、  
又は虚偽の届出をした

\_\_\_\_者に対し、10万円以下の過料を  
科する。

は一部を一時に納付することができな  
いと認める場合においては、その申請  
によつて、その納付することができな  
いと認められる金額を限度として、6  
箇月

\_\_\_\_以内の期間を限つて徴  
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

## 2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し  
くは第9項の規定による届出をせず、  
若しくは虚偽の届出をし、又は同条第  
3項若しくは第4項の規定により被保  
険者証の返還を求められてこれに応じ  
ない者に対し、10万円以下の過料を  
科する。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第28号

### 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の92の2の項から92の6の項までの規定中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の92の11の項、92の12の項、92の15の項及び92の16の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の92の18の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の92の21の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。